

厚木市労働報酬審議会答申書

平成 28 年 10 月 6 日

厚木市労働報酬審議会

平成 28 年 10 月 6 日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市労働報酬審議会
委員長 葉山 岳夫

平成 29 年度労働報酬下限額について（答申）

平成 28 年 7 月 26 日付けで諮問のあった標記の件について審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申する。

- 1 厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する労働者等に対して支払われるべき平成 29 年度の労働報酬下限額

農林水産省及び国土交通省が決定した平成 29 年度の神奈川県における公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という。）を 8 で除して得た額（1 円未満の端数がある場合は切り上げる。）に 100 分の 90 を乗じて得た額（1 円未満の端数がある場合は切り上げる。）

十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、設計労務単価が設定されていない業種は、全国平均値（全国平均値が公表されていない場合は、直近年度に設定された当該業種の設計労務単価に、他都道府県の同業種における増減率平均を乗じて得た額（1 円未満の端数がある場合は切り上げる。)) を平成 29 年度の設計労務単価と見做す。

見習い、手元等として使用者が判断する労働者等、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等は、954 円とする。

- 2 厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する労働者等に対して支払われるべき平成 29 年度の労働報酬下限額

954 円